

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県花巻市太田第5地割74番地

氏 名 株式会社サンクリーン 代表取締役 藤井 達司
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 菅原 健司



許可の年月日 令和 8年 1月23日

許可の有効年月日 令和13年 1月22日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）

以下余白

(以下、裏面記載)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 1 月 23 日 当初許可

平成 10 年 6 月 3 日 変更届出書受理（本店所在地を岩手県花巻市湯口字志戸平 26 番地 15 から変更したこと。）

平成 12 年 1 月 27 日 変更届出書受理（名称を有限会社サンクリーンから変更したこと。）

平成 13 年 1 月 23 日 更新許可

平成 17 年 9 月 5 日 変更届出書受理（代表者を上田正衛から変更したこと。）

平成 18 年 1 月 23 日 更新許可

平成 19 年 2 月 5 日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に動植物性残さを追加したこと。）

平成 20 年 7 月 1 日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に木くず、廃油を追加したこと。）

平成 23 年 1 月 23 日 更新許可

平成 24 年 1 月 21 日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に紙くず、繊維くず、がれき類を追加したこと。

(2) 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）の積替え・保管を追加したこと。

平成 25 年 6 月 26 日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃酸を追加したこと。）

平成 26 年 3 月 5 日 変更届出書受理（代表者を上田東一から変更したこと。）

平成 26 年 10 月 31 日 変更届出書受理（代表者を上田美智子から変更したこと。）

平成 28 年 1 月 23 日 更新許可

平成 28 年 5 月 26 日 変更届出書受理（代表者を菅原昌幸から変更したこと。）

平成 29 年 2 月 28 日 変更届出書受理（代表者を上田美智子から変更したこと。）

平成 30 年 1 月 5 日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

平成 30 年 3 月 29 日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に汚泥を追加したこと。

(2) 産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。

平成 31 年 2 月 22 日 変更届出書受理（代表者を高橋隆太から変更したこと。）

令和 元年 5 月 30 日 事業範囲の変更許可（積替え・保管を含む産業廃棄物の種類に汚泥、水銀使用製品産業廃棄物を追加したこと。）

令和 3 年 1 月 23 日 更新許可

令和 4 年 7 月 19 日 変更届出書受理（代表者を上田美智子から変更したこと。）

令和 8 年 1 月 23 日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

(以下、2 枚目記載)



別表（積替え・保管施設の概要）

【保管施設の概要】

所在地：岩手県花巻市太田第5地割74番

産業廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類①	—	14.00	9.00	3.15	屋内保管 選別前保管場
廃プラスチック類②	—	12.00	11.37	3.97	屋内保管 選別後保管場
廃プラスチック類③	—	4.00	2.25	0.78	屋内保管 選別後保管場
木くず	—	2.00	0.41	0.22	屋内保管 積替保管場
金属くず①	—	7.00	2.83	3.19	屋内保管 選別前保管場
金属くず②	—	6.00	2.33	2.63	屋内保管 選別後保管場
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）①	—	3.00	0.84	0.84	屋内保管 選別前保管場
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）②	—	3.00	0.84	0.84	屋内保管 選別後保管場
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。）	—	2.00	0.41	0.41	屋内保管 積替保管場
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃蛍光管に限る。）水銀使用製品産業廃棄物を含む。	—	8.50	1.54	231(kg)	屋内保管 積替保管場
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（体温計、血圧計に限る。）水銀使用製品産業廃棄物を含む。	—	1.00	0.012	4.62(kg)	屋内保管 積替保管場
汚泥、金属くずの混合物（廃乾電池に限る（水銀電池を含む。）。）水銀使用製品産業廃棄物を含む。	—	1.00	0.046	46.2(kg)	屋内保管 積替保管場

以下余白

